

大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例の一部を改正する 条例

大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「年7.3パーセント」を「年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大磯町道路占用料徴収条例（昭和40年大磯町条例第6号）の規定に基づく占用料に係る延滞金の割合及び大磯都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例（平成3年大磯町条例第19号）の規定に基づく負担金等に係る延滞金の割合については、年14.5パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合並びに年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントを超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第3条第1項及び附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年9月2日 提出

大磯町長 中 崎 久 雄